

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成27年7月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500044号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500009号

第1 結論

昭和42年7月から昭和44年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年7月から昭和44年3月まで

私は、昭和44年7月にA市役所へ転入届を提出した際、市の職員から国民年金の加入手続と昭和42年まで遡って国民年金保険料を納付するように言われ、昭和44年10月に請求期間の国民年金保険料を納付したことを鮮明に記憶している。また、国民年金手帳の昭和42年度及び昭和43年度に係る国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切り取り線上に、昭和44年10月のA市の検認印で契印があることから、請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、請求期間を国民年金の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は21か月と比較的短期間である上、請求者の所持する国民年金手帳により、請求者は請求期間直後の昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年10月に納付していることは確認できる。

しかしながら、請求者は、昭和44年10月に請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを鮮明に記憶していると主張しているが、請求期間に係る国民年金保険料の納付場所や納付金額の記憶は明確ではない。

また、請求者は、所持する国民年金手帳の昭和42年度及び昭和43年度に係る国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切り取り線上に、昭和44年10月のA市の検認印で契印があることから、請求期間の保険料を納付していたと主張しているが、両年度に係る国民年金印紙検認記録欄には検認印はない上、旧国民年金法施行規則第73条及び市町村事務取扱準則第31条によると、市町村長は、国民年金手帳の提出があった場合、提出のあった日の属する年度(4月の場合は、その年の前年度)前の年度分の国民年金印紙検認台紙の切り取り線上に契印を押し、台紙を切り取り社会保険事務所(当時)に送付することとされており、請求者が主張している契印は、昭和44年10月時点でA市では保険料を納付できない昭和42年度及び昭和43年度分の国民年金印紙検認台紙を切り取ったことを示すものであって、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものではない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者の希望により実施した口頭意見陳述においても、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出や具体的な説明はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500045 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500010 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成 6 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 4 月から平成 6 年 1 月まで

昭和 61 年 4 月から平成 5 年 10 月までの国民年金保険料は A 市役所の窓口で納付し、平成 5 年 11 月から平成 6 年 1 月までの国民年金保険料は口座振替により納付したので請求期間が未納となっていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間前後の国民年金保険料は平成 6 年 8 月分を除き納付済となっていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成 5 年 11 月から平成 6 年 1 月までの国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているところ、請求者から提出された請求者が口座振替先としている B 銀行 C 支店の平成 5 年 11 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日までの流動性預金元帳には、国民年金保険料の支払項目の印字がなく、同支店の回答及び同支店が提出した流動性預金元帳によると、請求者の口座振替による国民年金保険料の納付は平成 8 年 9 月からであり、請求者の主張とは国民年金保険料の口座振替の時期が相違している。

また、請求者は、昭和 61 年 1 月以前の 1 年 4 か月間の国民年金保険料について、昭和 61 年 1 月以降に郵便局で納付したと主張しているが、請求者のオンライン記録によると、昭和 59 年 8 月分から同年 12 月分までは同年 9 月及び同年 11 月に納付、昭和 60 年 1 月分から同年 11 月分までは同年 2 月、同年 4 月、同年 9 月及び同年 11 月に納付、昭和 60 年 12 月分から昭和 61 年 3 月分までは昭和 60 年 12 月に納付されていることが確認できることから、請求者は納付時期における記憶が明確でないことがうかがえる。

さらに、請求期間は継続した 94 か月と長期間であり、これだけの期間にわたり行政機関側が保険料納付に係る記録管理を誤るとは考え難い。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。